

西南学院大学ラグビー部OB会会則（改正案）

（名 称）

第1条 本会は西南学院大学ラグビー部OB会と称する。

（所 在 地）

第2条 本会は本部を福岡市内に置き、関東支部を東京都内に置く。

（目 的）

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、会員と西南学院大学ラグビー部との関係を密にし、これを支援する事を目的とする。

（事 業）

第4条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

1. 西南学院大学ラグビー部に対する物心両面にわたる援助
2. その他、本会の目的を達成するために必要な事項

（会 員）

第5条 本会は次の会員を以って組織する。

1. 西南学院大学ラグビー部に在籍した者で、且つ西南学院大学を卒業した者
2. 西南学院大学の関係者で、会員2名以上が推薦し幹事会の承認を受け、会長が認めた者
3. 会員で住所、氏名、職業などに変更があった場合は、速やかに事務局に通知しなければならない。

（役 員）

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 副会長 若干名
3. 幹事長 1 名
4. 学年幹事 原則各学年1名
5. 事務局長 1 名
6. 会計監事 2 名

（名誉会長・顧問）

第7条 役員の推薦により総会が承認した時、名誉会長・顧問を置く事ができる。

（職 務）

第8条 1. 会長は会務を総括し、本会を代表する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 幹事長は幹事会を組織し、会務の企画・運営に関する事項を審議・決定する。
4. 学年幹事は各学年の会員を代表し、各学年会員相互連絡及び会務の運営を補佐する。
5. 事務局長は会務の事務全般（会計・広報・会報・渉外）を掌握する。
6. 会計監事は会計を監査する
7. 顧問は会長の要請に応じて諮問に応えるものとする。

（選 任）

第9条 1. 会長・副会長・幹事長・事務局長・会計監事は幹事会の推薦を受け総会において選任する。

2. 幹事長は幹事会の互選にて選任する。

3. 学年幹事は各学年毎にその会員の互選にて選任する。

(監 督)

第10条 監督及びヘッドコーチの選任については、会長の指名による選考委員会で候補者を選任し、本学ラグビー部部長と協議を行い、幹事会で決定し総会に報告する。
尚、コーチについては、監督及びヘッドコーチが選任する。

(任 期)

第11条 役員の任期は原則2年とする。但し、再任を妨げない。補充者の任期は前任者の残存期間とする。監督及びヘッドコーチの任期もこれに準ずるものとする。

(總 会)

第12条 総会は年1回（原則として2月）福岡市にて開催する。また必要に応じて幹事会の要請により会長は、臨時総会を招集する。

(議 決)

第13条 総会の議決は出席者の過半数を以って決する。可否同数の場合は議長の決するところとする。又、会則の変更は幹事会にて審議し、総会にて決議するものとする。

【改正案】

1. 総会の議決は出席者の過半数を以って決するが、委任状及び議決権行使書を提出することにより出席とみなし、議決権行使できるものとする。なお、可否同数の場合は議長の決するところとする。
2. 会則の変更は幹事会にて審議し、総会にて決議するものとする。
3. 総会にて承認された事業以外の事業を実施する場合は、幹事会にて審議し、出席幹事の過半数を以って当該事業の実施を決する。

※改正事由

1. コロナ禍等の事由にて、OB会員収集しての会議実施が困難な場合に対応するため
3. 予算化していない事業等が発生した場合に速やかに対応・判断できる状況にするため

(資 金)

第14条 本会の資金は年会費・強化費・その他の収入を以ってこれに充てる。特別な行事がある場合は特別会費・寄付金を充てる。

(会費・強化費)

第15条 会員は年会費5,000円を納めなければならない。
但し、強化費については、任意の金額を納めることとする。

(会 計 年 度)

第16条 本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日迄とする。

(除 名)

第17条 本会の会員で会の秩序を乱すなど不都合な行為があった者は、幹事会の決議を経た上で除名する事ができる。

(慶弔)

第18条 1. 会員が結婚した時は、事務局より祝電を送るものとする。
2. 会員が死亡した時は、事務局より弔電もしくはラグビーボールを送るもの

とする。但し、事務局より会費納入の請求があるにもかかわらず、3年間以上の長期未納者には適応しない。

3. 現役部員・協会及び他大学の関係者が亡くなった場合は、会長・副会長・幹事長の合意により弔電等を贈ることができる
4. 有志で生花等を贈る場合は、会長または事務局長の承認を得て「西南学院大学ラグビー部OB会」の名を使用することができる。

* 本会則は平成12年2月11日より一部改定し実施

* 本会則は平成17年3月5日より一部改定し実施
(選任第10条、慶弔第18条)

* 本会則は平成22年2月13日より一部改定し実施
(役員第6条、職務第8条 選任第9条)

* 本会則は平成24年2月18日より一部改定し実施
(目的第3条、会員第5条、役員第6条、職務第8条、選任第9条、監督第10条、議決第13条、資金第14条、会費第15条、慶弔第18条)

* 本会則は平成26年2月8日より一部改定し実施
(資金第14条、会費・強化費第15条)

* 本会則は平成29年2月18日より一部改定し実施
(監督第10条、任期第11条)

* 本会則は令和4年2月26日より一部改定し実施
(議決第13条)